

産業廃棄物処分業許可証

青森県つがる市木造丸山竹鼻118番地5
 株式会社木村牧場
 代表取締役 木村 洋文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 平成26年1月14日
 許可の有効年月日 平成30年12月25日

1. 事業の範囲

事業の区分		取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理	発酵 (堆肥化)	汚泥（有機性であるものに限る。） 動植物性残さ
	飼料化	廃酸（廃飲料及び廃酒類に限る。） 廃アルカリ（廃飲料及び廃酒類に限る。） 動植物性残さ（ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品並びに農林水産大臣の確認を受けた豚肉粉骨、ゼラチン及びコラーゲンを除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）及び魚介類由来たん白質（農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）を除く。）

これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
発酵（堆肥化）施設（1号）	青森県つがる市木造丸山竹鼻125番112、125番113	51 t/日（7区画）	平成20年10月20日
			—
			—
発酵（堆肥化）施設（2号）	青森県つがる市木造丸山竹鼻125番112、125番113	27 t/日（1区画）	平成23年3月4日
			—
			—
発酵（堆肥化）施設（3号）	青森県つがる市木造丸山竹鼻118番6、148番、125番112	7 t/日	平成24年10月23日
			—
			—
発酵（堆肥化）施設（4号）	青森県つがる市木造丸山竹鼻118番6、148番、125番112	4 t/日	平成26年1月31日
			—
			—
発酵（堆肥化）施設（5号）	青森県つがる市木造丸山竹鼻118番6、148番、125番112	5.5 t/日	平成28年8月26日
			—
			—
飼料化施設	青森県つがる市木造丸山竹鼻118番5	307.2 t/日（8時間稼働）	平成22年3月8日
			—
			—
粉碎施設（前処理用） (300GW-30G)	青森県つがる市木造丸山竹鼻118番5	60 t/日（8時間稼働）	平成23年9月27日
			—
			—

（裏面に続く）

(裏面)

施設の種類	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
加熱無害化施設 (前処理用) (ES-1000)	青森県つがる市木造吹原 若草66番2、151番	熱出力 627kW	平成30年4月20日
			-
			-

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年12月26日 新規許可
平成21年3月16日 書換え
平成21年3月31日 書換え
平成21年5月21日 書換え
平成22年3月5日 書換え
平成22年10月15日 変更許可
平成22年12月14日 変更許可
平成24年11月9日 書換え
平成25年9月2日 書換え
平成26年1月14日 更新許可
平成26年8月8日 発酵(堆肥化)施設(4号)を追加
平成27年11月20日 事業の用に供する施設のうち、粉碎施設(前処理用)(WMG-22)、
粉碎施設(前処理用)(WMG-32)及び脱水施設(前処理用)(スクープレス
S400)を廃止して書換え
平成28年10月31日 発酵(堆肥化)施設(5号)を追加
平成30年6月6日 事業の用に供する施設のうち、加熱無害化施設(前処理用)(ES-
1000)を追加し書換え

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無し

(以下余白)